

軽井沢町自然保護対策優良事業認定部会の部会委員の選任について

軽井沢町自然保護対策優良事業認定部会の部会委員の選任について、軽井沢町自然保護審議会条例（昭和48年輕井沢町条例第24号）第8条第2項の規定により、部会に属すべき委員を下記のとおり指名する。

記

氏 名

○参考図書等

- ・ **資料Ⅱ** 軽井沢町自然保護審議会条例
- ・ **参考資料 1** 軽井沢町自然保護対策優良事業認定部会設置要綱

[ファイル名：04_資料Ⅱ_軽井沢町自然保護審議会条例.pdf]

[ファイル名：06_参考資料 1_軽井沢町自然保護対策優良事業認定部会設置要綱.pdf]

○その他

なし